

【文書名】

○死体取扱要綱の制定について

(令和4年3月9日付け香捜一第20号)

【概要】

この要綱は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令（平成25年政令第49号）等に定めるもののほか、警察官が死体を発見し、又は死体がある旨の届出を受けた場合における死体の取扱について、必要な事項を定めたものである。